

株式会社G i oに対する勧告について

令和6年3月19日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社G i o（以下「G i o」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	8120001137417
名称	株式会社G i o
本店所在地	大阪市西区南堀江一丁目11番1号
代表者	代表取締役 二宮 潤
事業の概要	婦人服等の小売業
資本金	3000万円

2 違反事実の概要

(1) G i oは、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する婦人服等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2)ア G i oは、下請事業者に対し、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、令和4年1月から令和5年5月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1526万9373円である（下請事業者1名）。

イ(7) G i oは、下請事業者に対し、製造を委託している商品の一部について、商品のサンプルが納期に遅延していたこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、商品を受領しているにもかかわらず、「委託取引」と称して、自己の顧客に商品を販売するまでその下請代金の支払を保留することにより、支払期日の経過後なお下請代金を支払っていないかった。

(4) G i oは、下請事業者に対し、前記(7)により下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、値引きとして、令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額6678万2919円である（下請事業者13名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (3) G i oは、令和6年1月31日までに、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) G i oは、次の事項を株主総会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)ア及びイ(イ)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (2) G i oは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) G i oは、次の事項を自社の従業員に周知徹底すること。
- ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) G i oは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) G i oは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

（株）G i o（親事業者）
（婦人服等の小売業）

下請事業者（14名）

● 下請取引の内容

消費者等に販売する「GRL」（グレイル）と称するブランドの婦人服等の製造委託



● 違反行為の概要 下請代金の減額（注1）

- ① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、下請代金の額から約1527万円を減額した。（下請事業者1名）
- ② 消化仕入（注2）を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約6678万円を減額した。（下請事業者13名）

減額の総額は約8205万円

G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、株主総会の決議により確認すること
 - ・ 上記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。

（注2）消化仕入による支払対象

自己の顧客に商品を販売するまで下請代金の支払を行わないことにより、自己の顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日として取り扱い下請代金の支払対象とするもの。

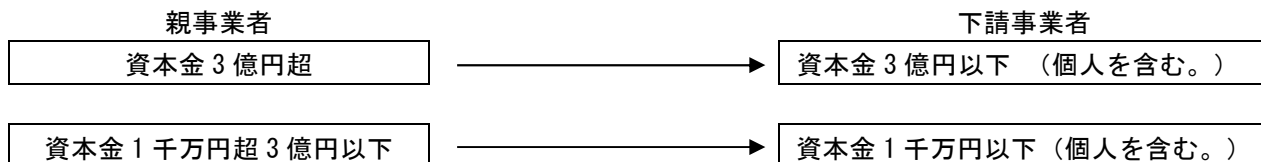
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

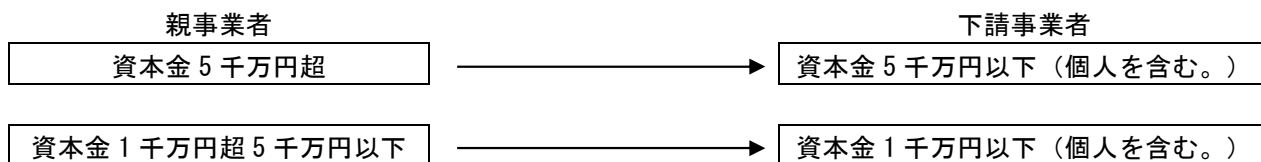
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

(勧告)

第七条 (略)

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 (略)